

要 望 書  
(司法書士懲戒制度改善に関する要望)

法務大臣  
滝 実 様

2012年6月14日

全国司法書士女性会

会長 大城 節子

「司法書士自治の尊重と公正・妥当な懲戒制度」を実現するため、緊急的には除斥期間の創設を、併せて、平成19年5月17日第1081号法務大臣訓令（以下「訓令」という）の全面的見直しを要望いたします。

第1 「訓令」後の状況

司法書士法（以下「法」という）47条は「司法書士法または司法書士法に基づく命令に違反したとき」のみ法務局に懲戒権限を与えているが、訓令が法47条の本来の司法書士懲戒制度の立法趣旨を越えて定められ、なおかつ、運用する法務局が、実質的処分理由がない場合にも、「訓令」が定める「別表」に形式的に該当することを理由として、懲戒権限を乱用する傾向が見られ、司法書士が適正に業務を行う業務環境に深刻な影響を与えていました。

第2 その後の改善

懲戒処分は『不実の登記を出現させたもの・依頼者または第三者に損害を与えたもの・司法書士として品位を害したものの』に限定し、単なる形式的違背で実害がなく且つ悪質性のないものについては処分をすることを要しないとする運用改善、加えて除斥期間の創設を必要とする旨要望を提出いたしました。

平成22年9月9日法務省民二第2237号通知が出され、懲戒処分の運用について、硬直的すぎる例が減少しました。しかし、なお除斥期間の創設は議論の途中であり、弁護士の除斥期間3年と比較しても早急なご対応を求めているところです。

第3 「訓令」の見直しが必要

仮に除斥期間の創設が実現したとしても、緊急避難的な運用による改善では、依然司法書士の執務姿勢に対する萎縮は緩和されず、より国民の権利保全に資する判断を害しかねない状況は改善されないままであることは言うまでもないことです。

司法書士により専門性を発揮させ人権保護に寄与させるために、「訓令」の根本的・全面的見直しを要望いたします。